

創作研修館 窯業設備使用（薪窯）の注意事項

- 窯を使用する時は、創作研修館窯業設備使用（変更）承認申請書を窯詰当日に創作研修課に提出し、併せて使用料を（9時～12時、13時～16時）の間に総務課に納入してください。申請書もしくは使用料の納入がない場合、窯を使用することはできません。
- 窯を使用する際は、事前に窯詰めから窯出しまでの必要日数を事前に予約し、スケジュールを厳守して下さい。
- 陶芸の森の休園日には、窯詰め、焼成、窯出しはできません。
- 窯場内にある棚板、支柱、レンガ等は自由にお使いください。ヒビや割れがある窯道具は使用しないで下さい。窯出し後は十分冷めてから元の場所に戻すようお願いいたします。
- 支柱の上下には棚板や窯道具の摩耗防止の観点からアルミナ粉末をまぶした道具土を必ず挟んでください。
- 窯使用中はすべてを自己で責任をもって焼成してください。窯詰め・窯出し等を職員が補助することは致しません。また、焼成方法が不安な方は職員と十分に相談の上使用してください。
- 窯使用後は箒や掃除機等を使って、炉内や窯周辺の清掃をお願いします。
- 緊急の場合は職員に連絡してください。開園時間中は創作研修課（内線333）閉園時間中は警備員室（内線350）に連絡してください。
- 夜間に陶芸の森に出入りする場合はサブゲートを使用してください。午前1時から午前5時までは警備員が対応できませんので、その間の出入りや交代は避けてください。
- 温度計・熱電対一式・斧・火かき棒・照明・送風機は貸し出します。窯詰め時に職員にお声かけ下さい。
- 灯油バーナーは9時～16時の間のみ使用可能です。準備が必要ですので事前に連絡をお願いします。灯油はご自身でのご用意をお願いします。
- 窯使用後は箒を使って、炉内や窯周辺の清掃をお願いします。
- 窯出し・片付けが終わりましたら、事務所に申し出て、職員の確認を受けてください。
- 焼成後は灰が溶けてガラス化している部分を含め、使用した窯道具と窯内に残った道具土等を全て削り取ってから返却をお願いします。研磨用のグラインダー等の貸出はありませんのでご自身でご用意願います。ダイヤモンドのカップホイールのご使用をお勧めします。
- 棚板や貸出物品等を破損した場合、同等品を購入しての返却をお願いしますので、職員にご相談下さい。
- 薪窯を焚かれた後の廃棄物は各自で持ち帰り処分をお願いします。薪の端材・灰・粘土類（焼成前、焼成後の道具土等）は持ち帰ってお住いの自治体のルールに従って処分をお願いします。灰類は産業廃棄物として処分しなければならない自治体がほとんどです。
- 上記事項に従っていただけない場合や、利用中に陶芸の森の判断で注意した場合にご協力いただけなかった場合、以降の窯の使用を見合わせていただく場合があります。
- 作品の焼き上がりについての苦情、賠償には応じることができません。但し陶芸の森の瑕疵により発生した事案に関してはこの限りではありません。
- 昇温開始後の使用料の返金にはいかなる場合も応じることができません。但し陶芸の森の瑕疵により発生した事案に関しましてはこの限りではありません。